

## 研究会・勉強会等の結成ならびに活動助成金に関する規程

平成 25 年 6 月 13 日制定

### (総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人三重県診療放射線技師会（以下「本会」という。）における研究会、勉強会等の結成ならびに活動助成金に関する事項を定める。

### (目的)

第 2 条 この規程は、研究会、勉強会等の結成を規制・抑制するものではなく、診療放射線技師としての誇りと自覚を持ち、運営が健全に行われるとともに学術・技術の向上ならびに診療放射線技師相互の親睦が図られることを目的とする。

### (結成申請)

第 3 条 研究会、勉強会等を結成し、本会からの助成を受ける場合には、「研究会・勉強会等の結成申請書」（別記様式）に下記の事項を記入し、本会会長に提出して理事会の承認を得なければならない。

- (1) 研究会・勉強会等の名称
- (2) 代表者または発起人の氏名・勤務先（複数の場合には全員記入のこと）
- (3) 連絡先
- (4) 会の主旨・目的（会則等）
- (5) 世話人等事業を決定する役員の名簿
- (6) 会の運営・会費・例会等を含めた概略（過去 1 年間の実績）

2 前項第 2 号の代表者（発起人）および役員 の 2/3 以上が本会の会員であること。

### (助成額請)

第 4 条 前条により承認を行った研究会、勉強会等に対して次期会計年度より 20,000 円を助成するものとする。

### (活動報告等)

第 5 条 助成を受けている研究会、勉強会等においては、毎年、活動計画・役員（代表者及び世話人等）名簿及び活動報告（収支報告含む）を本会会長に報告しなければならない。

2 活動の休止及び解散した場合には、速やかに本会会長に報告しなければならない。

### (承認の取り消し)

第 6 条 運営中、本会の名誉等を著しく毀損した場合並びに前条の報告等がない場合、理事会の決議により承認の取り消しを行うことができる。

### (改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

### 附則

この規程は、平成 27 年 1 月 10 日より施行する。

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日より施行する。

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

(別記様式)

## 研究会・勉強会等の結成申請書

年 月 日

一般社団法人三重県診療放射線技師会 会長 様

研究会・勉強会等の名称

代表者または発起人の氏名

下記の研究会・勉強会等を結成し活動助成金の交付を受けたいので、一般社団法人三重県診療放射線技師会研究会・勉強会等の結成ならびに活動助成金に関する規程第3条により申請します。

記

- (1) 研究会・勉強会等の名称
- (2) 代表者または発起人の氏名・勤務先(複数の場合には全員記入のこと)
- (3) 連絡先
- (4) 会の主旨・目的(会則等)
- (5) 役員の名簿(氏名及び「会員番号」または「非会員」)
- (6) 会の運営・会費・例会等を含めた概略(過去1年間の実績)

以上